

議案件名（令和 6 年第 1 回定例会）

予算案	24 件（補正予算 6 件、当初予算 18 件）
条例案	19 件（制定 3 件、一部改正 15 件、廃止 1 件）
一般議案	6 件（工事請負契約 3 件、和解 1 件、包括外部監査契約 1 件、 市道路線の認定及び廃止 1 件）

計 49 件

（ 予 算 案 ）

- 1 令和 5 年度千葉市一般会計補正予算（第 9 号）
- 2 令和 5 年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 令和 5 年度千葉市霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 5 年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和 5 年度千葉市病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 6 令和 5 年度千葉市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 7 令和 6 年度千葉市一般会計予算
- 8 令和 6 年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算
- 9 令和 6 年度千葉市介護保険事業特別会計予算
- 10 令和 6 年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 11 令和 6 年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 12 令和 6 年度千葉市霊園事業特別会計予算
- 13 令和 6 年度千葉市競輪事業特別会計予算
- 14 令和 6 年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算
- 15 令和 6 年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計予算
- 16 令和 6 年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算
- 17 令和 6 年度千葉市動物公園事業特別会計予算
- 18 令和 6 年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算
- 19 令和 6 年度千葉市学校給食事業特別会計予算
- 20 令和 6 年度千葉市公債管理特別会計予算
- 21 令和 6 年度千葉市病院事業会計予算
- 22 令和 6 年度千葉市下水道事業会計予算
- 23 令和 6 年度千葉市農業集落排水事業会計予算
- 24 令和 6 年度千葉市水道事業会計予算

(条 例 案)

- 1 法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(総務局 総務部 政策法務課)

法令の改正等に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 法令の条項ずれ等に伴い、条例で引用する法令の条項等を修正する。
(2) 改正する条例
 千葉県旅館業法施行条例ほか10条例
(3) 施行期日 公布の日ほか

- 2 千葉県職員定数条例の一部改正について (総務局 総務部 人事課)

職員の定数を改める。

- (1) 社会環境の変化を踏まえ、児童虐待対策の強化や新病院の開設に向けた準備等、新たな人的需要に対応し、必要な分野に適切に職員を配置するため、職員の定数を改める。
- | | | | |
|------------|---------|---|---------------|
| 職員の定数 | 12,132人 | → | 12,322人(190人) |
| 市長の事務部局の職員 | 4,415人 | → | 4,490人(75人) |
| 病院局の職員 | 1,125人 | → | 1,240人(115人) |
- (2) 施行期日 R6.4.1

- 3 千葉県事務分掌条例の一部改正について (総務局 総務部 人事課)

総務局、総合政策局及び市民局の事務分掌を改める。

- (1) 総合政策局の事務分掌に秘書及び渉外に関する事項、危機管理及び防災対策に関する事項並びに広報及び広聴に関する事項を加える。
※秘書・渉外、危機管理・防災対策に関する事項については、総務局からの所管替え
※広報・広聴に関する事項については、市民局からの所管替え
(2) 施行期日 R6.4.1

- 4 千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
(総務局 情報経営部 業務改革推進課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- (1) 法改正に伴い、個人番号の利用範囲に関する規定を改める。
(2) 施行期日 公布の日又は法改正の施行の日のいずれか遅い日
(3) 法改正 公布の日(R5.6.9)から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

- 5 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について (保健福祉局 健康福祉部 地域包括ケア推進課)
(保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を推進するほか、所要の改正を行う。

- (1) 主な改正内容(省令で定める国基準の改正と同様の改正)
ア 身体的拘束等の適正化の推進
(ア) 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための委員会の設置、指針の整備及び研修の実施を義務付ける。
(イ) 訪問系サービス、通所系サービス等について、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。
イ 管理者の兼務範囲の明確化
管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。
(2) 改正する条例
千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例ほか
12条例
(3) 施行期日 R6.4.1ほか
(4) 省令改正 R6.4.1ほか施行

6 千葉県介護保険条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課)

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率を定める。

(1) 第1号被保険者(65歳以上)の保険料率

基準額(年額) 64,800円 → 75,600円(月額5,400円 → 6,300円)

所得区分	保険料率(年額)
第1段階～第4段階	21,546円～68,040円
第5段階(基準額)	75,600円
第6段階～第13段階	83,160円～204,120円

※世帯全員が市町村民税非課税の者に対する保険料の軽減措置を継続する。

(2) 施行期日 R6.4.1

7 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、就労選択支援に関する基準を定めるほか、所要の改正を行う。

(1) 主な改正内容(省令で定める国基準の改正と同様の改正)

ア 就労選択支援(※)に関する基準を定める。

※障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント(障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用して、本人の希望、就労能力、適性等に合った選択を支援する障害福祉サービス。法改正により創設される。

イ 指定特定相談支援事業者等への個別支援計画等の交付

サービス提供責任者及びサービス管理責任者は、利用者等に交付している各サービスの個別支援計画等について、当該利用者等に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者(指定特定相談支援事業者等)にも交付しなければならないこととする。

(2) 改正する条例

千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例ほか5条例

(3) 施行期日 R6.4.1((1)アについては、法改正の公布の日(R4.12.16)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

(4) 省令改正 R6.4.1ほか施行

8 千葉県火災予防条例の一部改正について

(消防局 予防部 指導課)

消防法施行令の一部改正を踏まえ、屋内消火栓設備の設置基準を緩和する。

- (1) 政令改正により、主要構造部(壁、柱、床等)が耐火構造等である建築物に適用される屋内消火栓設備の設置基準の一部を緩和する規定が、特定主要構造部(※)のみを耐火構造とする建築物にも適用されることとなった。

これを踏まえ、屋内消火栓設備に係る附加基準を定めている条例の規定についても、同様の改正を行う。

※主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分以外の部分

- (2) 施行期日 R6. 4. 1
 (3) 政令改正 R6. 4. 1施行

9 千葉県消防関係手数料条例の一部改正について

(消防局 予防部 指導課)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定する。

- (1) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る手数料の額を改定する。

・改定内容

危険物の貯蔵最大数量	金 額	
	改定前	改定後
1千k1以上5千k1未満～ 40万k1以上	1, 180, 000円～7, 070, 000円	1, 450, 000円～8, 790, 000円

- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による充てん設備としての許可を受けた者が、高圧ガス保安法による移動式製造設備のみを使用した高圧ガスの製造の許可の申請をする場合の手数料の額を改定する。

・改定内容

処理容積	金 額	
	改定前	改定後
100m ³ 以上200m ³ 未満～1千万m ³ 以上	7, 400円～91, 000円	6, 000円

※(1)、(2)ともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令と同額

- (3) 施行期日 R6. 4. 1
 (4) 政令改正 R6. 4. 1施行

10 千葉県犯罪被害者等支援条例の制定について

(市民局 市民自治推進部 地域安全課)

犯罪被害者等の支援について、基本理念及び市等の責務その他基本となる事項等を定める。

(1) 条例で定める主な内容

ア 犯罪被害者等

犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)により害を被った者及びその家族等であつて、本市に住所を有する者

イ 基本理念

支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分に配慮して行われ、また、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとする等

ウ 市、市民等及び事業者の責務

(ア) 市の責務

基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、支援のための施策を総合的に策定し、実施する。

(イ) 市民等及び事業者の責務

基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分に配慮するよう努める等

エ 市が行う支援

(ア) 相談、情報の提供等

犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう、相談に応じ、必要な情報提供等を行うものとする等

(イ) 見舞金の支給

犯罪被害者等が犯罪等により受けた苦痛を慰藉するため、見舞金の支給を行うものとする。

(ウ) 日常生活等の支援

家事に係る支援、転居に要する費用の助成等、地域社会で安心して暮らすことができるよう必要な支援を行うものとする。

(2) 施行期日 R6. 4. 1

11 千葉県暴力団排除条例の一部改正について

(市民局 市民自治推進部 地域安全課)

暴力団員への利益供与等に関する規制の対象となる特定接客業の範囲を拡大するほか、当該規制に違反した特定接客業者が自首した場合に刑を減免することができることとする。

(1) 特定接客業の範囲を拡大する。

改正前	改正後
風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業	飲食店営業 風俗案内営業 客引き営業 スカウト営業
深夜営業の酒類提供飲食店営業	

※特定接客業を営む特定接客業者の暴力団排除特別強化地域(中央区栄町、富士見1丁目・2丁目)での特定接客業の営業に関し、暴力団員への利益供与等を行うことを禁止している。

(2) 特定接客業者からの情報提供を促すため、暴力団員への利益供与等を行った特定接客業者が自首した場合は、刑の減輕又は免除をすることができることとする。

(3) 施行期日 R6. 6. 1((2)については、公布の日)

- 12 千葉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める。

- (1) 法律の制定により創設された、女性自立支援施設(※)の設備、職員配置等の基準を定める(内容は、基準を定める省令と同様)。
※困難な問題を抱える女性を入所させて保護を行うとともに、心身の健康の回復を図るための医学的・心理学的な援助を行い、自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した者の相談その他の援助を行うことを目的とする施設(現行の婦人保護施設に代わる施設)
- (2) 施行期日 R6. 4. 1
- (3) 法制定 R6. 4. 1施行

- 13 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について (こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課)
(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、自立支援計画の策定の際にこどもの意見等を勘案することとするほか、所要の改正を行う。

- (1) 主な改正内容(府令で定める国基準の改正と同様の改正)
自立支援計画の策定に当たっては、意見聴取等を行うことにより、こどもの意見又は意向等を勘案することとする。
- (2) 改正する条例
千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか3条例
- (3) 施行期日 R6. 4. 1ほか
- (4) 府令改正 R6. 4. 1ほか施行

14 千葉市保育所設置管理条例の一部改正について
(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)

亥鼻保育所を廃止する。

- (1) 老朽化した亥鼻保育所(S44.4竣工・鉄筋コンクリート造2階建)を民設民営方式により設置運営することとし、その開園に合わせて廃止する。
(2) 施行期日 R6.4.1

15 千葉都市計画検見川第二地区土地区画整理事業施行規程の廃止について
(都市局 都市部 市街地整備課)

千葉都市計画検見川第二地区土地区画整理事業の終了に伴い、施行規程を廃止する。

- (1) 千葉都市計画検見川第二地区土地区画整理事業の概要
ア 施行地区 検見川町1丁目～3丁目及び5丁目、花園町の各一部(約44.7ha)
(町丁名は条例制定当時のもの)
イ 事業認可 S38.2.11
ウ 換地処分公告 H6.11.4
エ 清算完了年度 R4年度
(2) 施行期日 公布の日

16 千葉市建築関係手数料条例の一部改正について
(都市局 建築部 建築情報相談課)

建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存不適格建築物の大規模の修繕又は模様替に係る制限の適用除外に関する認定の審査手数料を定める。

- (1) 既存不適格建築物の大規模の修繕・模様替を行う際の、敷地の接道及び道路内の建築に係る制限の適用除外に関する認定の審査手数料を定める。
・手数料の額 27,000円
※既存不適格建築物
建築当時に法令等に適合して建てられた建築物であって、その後の法令改正等によって現行法規に適合しなくなったもの
(2) 施行期日 R6.4.1
(3) 政令改正 R6.4.1施行
(政令改正の趣旨) 建築物の省エネ性能の一層の向上を図るため、制限の合理化を行う。

17 千葉市都市公園条例の一部改正について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

動物公園の入園料及び駐車場使用料を改定する。

- (1) 光熱水費、飼料費等の運営費の上昇に対応するため、入園料及び駐車場使用料を改定する。

区 分		改定前	改定後
入園料(中学生以下は無料)		700円	800円
年間入園パスポート		2,500円	3,000円
駐車場使用料	普通自動車	700円	800円
	大型自動車	2,800円	3,200円

- (2) 施行期日 R6. 6. 1

18 千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
(建設局 下水道企画部 下水道経営課)

農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する。

- (1) 農業集落排水事業において、経営状況を正確に把握した上で、中長期的な視点に立った経営基盤の強化と財政管理の向上等に的確に取り組むため、地方公営企業法の財務規定等を適用する。

- (2) 施行期日 R6. 4. 1

19 千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(建設局 下水道企画部 下水道経営課)

千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴い、下水道事業経営委員会の所掌事務に農業集落排水事業に関する事項を追加するほか、所要の改正を行う。

- (1) 千葉市下水道事業経営委員会設置条例の一部改正
 ア 委員会の所掌事務に、農業集落排水事業に関する事項を追加する。
 イ 委員会の名称を下水道事業等経営委員会に改める。
 (2) 次の条例について、用語等の整備を行う。
 ア 千葉市農業集落排水処理施設条例
 イ 千葉市農業集落排水事業分担金条例
 (3) 施行期日 R6. 4. 1

(一 般 議 案)

1 工事請負契約について

(都市局 建築部 建築管理課)

工 事 名	千葉県総合保健医療センター大規模改修工事
施 工 場 所	美浜区幸町1丁目3番9号
工 事 概 要	内部改修一式
契 約 方 法	制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
契 約 金 額	1, 206, 700, 000円
工 期	契約締結日の翌日から900日間
請 負 者	松栄・大塚建設共同企業体

(1) 総合保健医療センターは供用開始から31年が経過し、老朽化していることから、建物内部の大規模改修を行う。

2 工事請負契約について

(都市局 建築部 建築管理課)

工 事 名	千葉県総合保健医療センター大規模改修電気設備工事
施 工 場 所	美浜区幸町1丁目3番9号
工 事 概 要	電気設備改修一式
契 約 方 法	制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
契 約 金 額	1, 386, 957, 000円
工 期	契約締結日の翌日から900日間
請 負 者	福井・増田建設共同企業体

3 工事請負契約について

(都市局 建築部 建築管理課)

工 事 名	千葉県総合保健医療センター大規模改修機械設備工事
施 工 場 所	美浜区幸町1丁目3番9号
工 事 概 要	(1)空調設備改修一式 (2)給排水設備改修一式
契 約 方 法	一般競争入札
契 約 金 額	2,387,000,000円
工 期	契約締結日の翌日から900日間
請 負 者	ステアリスト・綜和熱学工業特定建設共同企業体

4 和解について

(財政局 税務部 税制課)

平成28年度分の軽油引取税交付金の交付額の不足による市の損害額を10,041,584円とすることについて千葉県と合意し、和解する。

(1) 相手方 千葉県

(2) 事案の概要

ア 相手方は、市に対して、平成28年度分の軽油引取税交付金（以下「本件交付金」という。）について、相手方の過失により、本来交付すべき額より35,937,183円少ない額を交付した。

イ 市は、平成29年度分の地方交付税について、本件交付金が本来交付される額で交付された場合よりも26,549,000円多い額の交付を受けた。

(3) 主な和解内容

ア 相手方及び市は、本件事案における市の損害額が、35,937,183円から26,549,000円を控除した9,388,183円及び遅延利息653,401円の合計10,041,584円であることを認める。

イ 相手方は、市に対し、市の損害額10,041,584円を令和6年3月29日に支払うものとする。

5 包括外部監査契約について (総務局 情報経営部 業務改革推進課)

契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約の始期	令和6年4月1日
契約金額	17,462,000円を上限とする額
契約の相手方	公認会計士 山崎 聡一郎

(1) 契約の期間 R6.4.1~R7.3.31

6 市道路線の認定及び廃止について (建設局 土木部 路政課)

認定	11路線
廃止	3路線

(1) 都市計画法に基づく開発行為に伴う市道路線の認定及び廃止